

令和5年
9月3日執行
二戸選挙区

岩手県議会議員選挙選挙公報

岩手県選挙
管理委員会
TEL 019-629-5238

みなさまの声を
県政に届けます！



た田中56歳

56歳

05★
災害に強い
地域環境の整備

04★
誰もが安心して暮らす
ことができる、医療・介護・
福祉体制の充実を図る

03★
多様な再生可能エネルギーや
地域の魅力を生かした
交流・移住定住を進める

02★
将来を担う人材の地域内での
教育環境を充実させる

01★
農林畜産業をはじめとして
持続可能な産業育成を図る

カシオペア地域の
魅力を持続可能社会に
つなげる政策
「豊かな大地の恩恵を次世代に」

五日市王プロフィール

- 昭和44年1月
二戸市金田一に生まれる
(祖母は軽米町、母は一戸町出身)
- 昭和62年
福岡高校普通科卒業後上京
- 平成9年
二戸市議会議員(在任3期8年9ヶ月)
- 平成18年
岩手県議会議員(連続5期)

【県議会での主な職歴】

- 岩手県議会食鳥産業振興懇話会幹事
- 葉たばこ・地域特産作物
振興対策議員研究会幹事長
- 県北・沿岸復興議員連盟顧問
- 平成23年2月 予算特別委員会委員長
- 平成23年9月 県議会総務委員会委員長
- 平成29年9月 県議会副議長
- 令和3年9月 県議会議長
(～現在に至る)

政治信条「公平無私」
(己を無にして公に尽くす)

【趣味】放浪の旅、読書

【家族】妻・長男・次男

「県北の発展なくして、県勢の発展なし」
カシオペア圏域の総力結集！

★少子化・健幸対策

- 結婚・出産・子育て世代への支援強化
- 県立病院の医師確保と機能充実

★人口減少対策

- 移住・定住・交流・関係人口の拡大
- 福岡高校老朽化対策など教育施設的环境整備

★産業振興対策

- 食・アパレル・漆産業等、地域資源活用による産業振興と雇用創出
- 世界とつながるカシオペアの推進

★農林畜産業対策

- 園芸・果樹等生産者の所得向上
- 農林畜産物のブランド化・販路拡大による農業利益追求

★インフラ整備・災害対策

- 県道・林道の整備促進と予算確保
- 県管理河川の整備と予算確保
- 広域防災拠点の整備等防災減災対策強化

県北に輝くカシオペア実現のため、
「五つ星」の政策を推進します。

皆さんの声を大事に受け取り、県政に届けます。

いつかいちおう
五日市王54歳

山下まさかつ は
5つの重点課題を国の力を借りて行動します！！

1.国の力を借りて、若者の地域定着を助け、魅力ある
就職支援、子育て支援。

2.県北の各種産業振興をし、県民所得の向上。

3.各種交付金や中山間地域の基盤整備等による所得向上に
努め、意欲ある農林業者の支援。

4.医療・介護・福祉の充実と教育環境の整備で人材育成をし、
不安を解消。

5.河川改修等を行い、浸水被害等、災害発生の予防に
努めます。

自由民主党公認
山下
まさかつ

(この選挙公報は、候補者から提出された掲載文をそのまま印刷したものです。)(この選挙公報の掲載順序は、くじで決定しています。)

令和5年
9月3日執行
二戸選挙区

岩手県議会議員選挙選挙公報

岩手県選挙
管理委員会
TEL 019-629-5238

投票日は、9月3日（日）です。

投票時間は、市町村によって異なりますので、投票所入場券・市町村広報などで確認されるか、市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

- **知事選挙** は、**白色** の投票用紙です。

期日前投票又は不在者投票の場合は、候補者一人の **氏名をはっきり書きましょう**。

当日（9月3日）投票の場合は、候補者一人の氏名の上の欄に、 **○をはっきり書きましょう**。
- **県議会議員選挙** は、**うすい黄色** の投票用紙です。

（候補者一人の **氏名をはっきり書きましょう**。）

～9月3日（日）に予定のある方へ～

期日前投票制度を活用しましょう！

- 次のような方は、期日前投票ができます。
 - ・ 投票日に、お仕事や学校、冠婚葬祭などの予定のある方
 - ・ レジャーやお買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない方
 - ・ 天災や悪天候等により、投票日当日、投票所に行くことが困難と見込まれる場合
 - ・ 投票日当日の混雑緩和等のため、期日前投票を希望する場合
- 期日前投票は、投票日の前日の9月2日（土）までできます。
- 期日前投票は、市町村役場等の期日前投票所で行うことができます。
- 期日前投票ができる時間は、原則として午前8時30分から午後8時までですが、投票所により異なります。（開設時間等の詳細については、市町村の選挙管理委員会にお確かめください。）
- 期日前投票所へ行き、宣誓書を記入すれば投票できます。印鑑は必要ありません。
- 投票所入場券を忘れた場合であっても、身分証明書等で本人確認ができれば投票が可能です。詳しくは各市町村の選挙管理委員会にお確かめください。

～最近、県内で引越しをされた方へ～

最近、岩手県内の市町村間で引越し等により住所を異動した方については、投票の方法が通常と異なることがありますので、ご注意ください。

- **該当する方**
令和5年6月2日以降に岩手県内の市町村間で住所を異動された方
- **投票方法**（次の3つのいずれかの方法となります。）

方法	投票できる日	投票場所
① 前の住所地（直近で3ヶ月以上住所を有していた市町村）で投票	投票日当日	前の住所地の投票所
② 前の住所地で期日前投票	投票日の前日まで	前の住所地の期日前投票所
③ 今の住所地で不在者投票	投票日の前日まで	今の住所地の不在者投票記載場所

- ※不在者投票をする場合、前の住所地の市町村の選挙管理委員会に、あらかじめ投票用紙等を請求する必要があります。
- 投票の際には、各市町村の役場等で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（無料）の交付を受けるか、投票所又は不在者投票の投票用紙の請求の際に、引き続き県内に住所を有することの確認を求める必要があります。
 - 詳しくは、各市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

（この選挙公報は、候補者から提出された掲載文をそのまま印刷したものです。）（この選挙公報の掲載順序は、くじで決定しています。）